

「新潟市総合計画 2030」中間見直し素案に対する 市民意見募集について

1. 概要

総合計画は、新潟市の将来に向けたまちづくりの方向性を示す市の最上位計画で、計画期間は令和5年度から令和12年度です。

社会環境の変化や新たな課題への対応を盛り込むとともに、分野別計画との整合を図るため、計画期間の中間年である今年度、見直しを行うにあたり、皆さんのご意見を募集します。

総合計画の冊子は「基本構想」、「基本計画」で構成されていますが、今回、市民意見を募集する部分は、「基本計画」です。

基本構想は、まちづくりの理念、目指す都市像と、骨格となる考えが示されているため、中間見直しの対象外とします。また、基本計画のうち「区におけるまちづくりの方向性」についても、区ごとに策定する区ビジョンまちづくり計画と整合を図っているため、見直しの対象外とします。詳しくは3ページ【別紙】をご覧ください。

2. 資料について

ご意見を募集するのは資料1-1または資料2のいずれかについてです。

資料名	概要
資料1-1 「新潟市総合計画 2030」中間見直し素案【イメージ】	総合計画冊子の見直し後のイメージ
資料1-2 「新潟市総合計画 2030」中間見直し素案 【イメージにおける新旧対照表】	資料1-1の冊子イメージにおける新旧対照表
資料2 「新潟市総合計画 2030」中間見直し素案 【本文】	総合計画を文章で示したもの

3. 配布・閲覧場所

以下の場所で資料の配布・閲覧を行っています。(閉庁日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・政策企画部政策調整課(市役所本館4階)
- ・各区役所(設置場所は各区地域課・地域総務課にお問い合わせください。)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)
- ・新潟市ホームページ

トップページ> 市政情報> 広聴> パブリックコメント> パブリックコメント一覧> 政策企画部> 政策調整課> 「新潟市総合計画 2030」中間見直し素案に対する意見を募集します

4. ご意見の募集期間

令和 8 年 7 月 21 日(火)～令和 8 年 8 月 20 日(木)

5. 記入上の注意

- ・意見書に住所・氏名(法人その他の団体にあつては、所在地・名称・代表者の氏名)、連絡先(電話番号、ファックス番号、メールアドレス等)を必ず明記してください。
- ・ご意見は該当箇所(ページ、行番号など)を特定し、具体的にご記入ください。
- ・電話でのご意見はお受けできません。

6. ご意見(意見書)の提出方法

以下のいずれかをお願いいたします。

◇郵便

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 政策企画部政策調整課 宛

※令和 8 年 8 月 20 日(木)必着 とさせていただきます。

◇ファクシミリ

F A X : 025-224-3850

新潟市役所 政策企画部政策調整課 宛

◇電子メール

アドレス : seicho@city.niigata.lg.jp

◇直接持参

政策調整課(市役所本館4階)、市政情報室(市役所本館1階)、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館(ほんぽーと)

7. ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・この手続により収集した個人情報については、「新潟市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。
- ・提出されたご意見は、その概要をとりまとめ、市の考え方と合わせてホームページ等で公表します。個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

8. お問い合わせ

新潟市政策企画部政策調整課(市役所本館4階)

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話 : 025-226-2066

F A X : 025-224-3850

電子メール : seicho@city.niigata.lg.jp

「新潟市総合計画2030」中間見直しについて

1 中間見直しの時期

- ・「新潟市総合計画2030」の期間は、令和5年度から令和12年度までの8年間
- ・策定時に、社会環境の変化や新たな課題に対応するため、計画期間の中間である令和8年度に必要な見直しを行う予定としました

2 中間見直しの概要

①統計数値等各種データの更新

②社会環境の変化

- ・コロナ禍での策定だったため、コロナ禍後の状況を反映
- ・策定以後に発災した能登半島地震による影響を追記
- ・佐渡金山の世界遺産登録などを追記

③新たな課題への対応

- ・地域経済の活力創出、交流人口の拡大
- ・若者や女性が挑戦できる環境づくり
- ・人材の確保と生産性向上、持続可能な地域づくり などをさらに推進することについて反映

④上記を踏まえ、重点戦略における具体的な内容や各分野における政策・施策等を追記・修正しました

3 中間見直しを行う範囲

新潟市総合計画の冊子では、基本構想と基本計画について記載しています。

中間見直しでは、「基本計画」について見直しを行います。

項目
I 基本構想
II 基本計画
1 総論(人口ビジョン等)
2 新潟市を取り巻く状況
3 新潟市の強み
4 政策・施策の全体像
5 重点戦略
6 各分野の政策・施策
7 区におけるまちづくりの方向性

I 基本構想

まちづくりの理念、目指す都市像と、骨格となる考え方が示されているため、中間見直しの対象外とします。

II 基本計画

社会環境の変化や新たな課題に対応するため、**中間見直しの対象**とし、今回意見を募集します。

ただし、「区におけるまちづくりの方向性」は、区ごとに策定する区ビジョンまちづくり計画と整合を図っているため、見直しの対象外とします。